

高等教育機関における学生ケアラーの発見と支援の現状 —K市大学連携協議会参加校の教職員調査から—

The state of discovery and support for young carers at Higher education institutions —Through the survey for university faculty member at K-city—

森山千賀子*・午頭潤子*・土川洋子*・杉本豊和*・田中真衣*・井原哲人*・
西方規恵**・牧野晶哲*・増田修治*・富澤和歌子*・沼田あや子***

1. はじめに (研究の背景・目的)

2022年3月に出された「大学3年生を対象にした調査報告書」(日本総合研究所2022.3)によれば、大学生が家族のケア(世話)をはじめた時期は、「大学に入学する以前」であることや、18歳を超えてからケアがはじまる「若者ケアラー」¹であることが示された。同年5月には国務大臣より、支援の対象は18歳までを念頭に置いた上で、必要な支援が特定の年齢で途切れることがないよう社会全体で支え伴走していく旨の答弁がなされた(第208回参議院内閣委員会会議録「第18号」:36)。つまりヤングケアラーは、18歳以上の若者もその対象に含まれることが提示された。

白梅学園大学ヤングケアラー調査研究プロジェクトでは、18歳を超える若者ケアラーの存在を把握していたことから、大学等の高等教育機関におけるヤングケアラー(以下、学生ケアラー)について検討したいと考えてきた。本研究は、K市における「大学連携協議会参加校」の教職員を対象にしたアンケート調査を通して、高等教育機関における学生ケアラーの発見と支援の現状を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

K市役所が事務局を担当するK市大学連携協

*子ども学部

**子ども学部(～2024年3月31日)、嘱託研究員(2024年4月1日～)

***子ども学部(～2024年3月31日)、立命館大学(2024年4月1日～)

議会参加校(7校)の連絡調整会議の場において、調査の主旨説明と調査への協力依頼を行い、その上で参加校の最高管理責任者に調査協力依頼書を郵送にて送付した。対象は教職員(主に学生相談・学生生活支援に関わる教職員)とし、アンケート調査の方法は、印刷した調査票による郵送法とオンライン(WEB)方式の2つから選択してもらった。その結果、調査協力校の全てがWEB方式を選択したため、再度、調査協力校に二次元コード・URLのついた調査協力依頼書並びに説明文を郵送にて送付し、合わせて各校の担当窓口の教職員にメールでも配信し、期日までに回答して頂く方法を用いた。調査期間は、2023年2月1日～3月15日である。

3. 倫理的配慮

本研究は、白梅学園大学・白梅学園短期大学の研究倫理審査委員会の承認を得て実施した(承認番号:202230)。調査は無記名で行い、結果は統計的に処理され、個人が識別・特定されないこと、アンケートの提出によって同意を得たものとし、同意しないときは提出する必要がなく、そのことによりいかなる不利益をこうむることはないこと等を調査協力依頼書に明記し実施した。

4. 結果

1) 回答者の属性等

回答者は39名であり、就労形態は正規職30名、

非正規職8名、未記入1名であった。職種は38名中、教員20名(52.6%)、一般事務10名(26.3%)、カウンセラー7名(18.4%)、看護師・保健師1名(2.6%)であった。ヤングケアラー等の言葉を聞いたことがあるかについては、39名中、ある37名(94.9%)、ない2名(5.1%)であり、日本ケアラー連盟によるヤングケアラーのイラストを示し、発見し関わったことがあるかについての回答は、ある17名(43.6%)、ない20名(51.3%)、わからない2名(5.1%)であった。

2) 学生ケアラーの状況

職務の中で学生ケアラーに関わったことがあると回答したのは17名(43.6%)、そのうちの16名の回答では、その時の学生の学年は、大学4年生7名(43.8%)、大学1年生3名(18.8%)、2年生2名(12.5%)、3年生3名(18.8%)、短大2年生1名(6.3%)であった(図1)。その学生がケアしている主たる相手は、きょうだい8名50.0%、母5名(31.3%)の順であり(図2)、16

名のうちの5名は他の家族のケア(きょうだい+他のきょうだい、きょうだい+母、きょうだい+祖母、母+きょうだい、母+祖母)も行っており、5名ともに「就労している家族がいない」という回答であった。

ケアの内容(複数回答)は、家事10名(62.5%)、日常的な買い物ときょうだいの世話がいずれも7名(43.8%)、感情面のサポート5名(31.3%)の順であった(図3)。その学生の家族構成は、ふたり親と子ども6名(37.5%)、母親と子ども3名(18.8%)、わからない3名(18.8%)であった。

その学生の学校や日常生活での影響としては、複数回答で欠席が多い9名(56.3%)、遅刻が多い5名(31.3%)、悩み事を抱えている7名(43.8%)であった(図4)。学生が相談できる相手については、いる(いた)6名(37.5%)、いない5名(31.3%)、わからない5名(31.3%)であり、いる(いた)と回答した6名の相談相手は、大学の学生相談室(員)2名、行政の福祉職、病院のワーカー、家族、学校関係者、回答者本人、自分や他

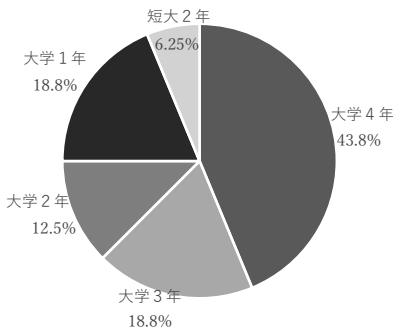


図1 その時の学生の学年 n = 16

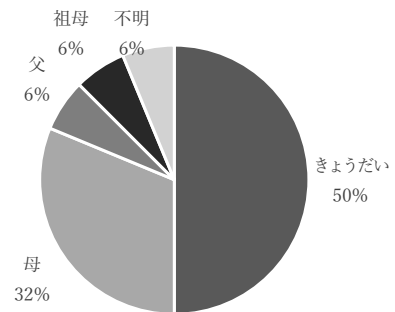


図2 学生が主にケアしている相手 n=16

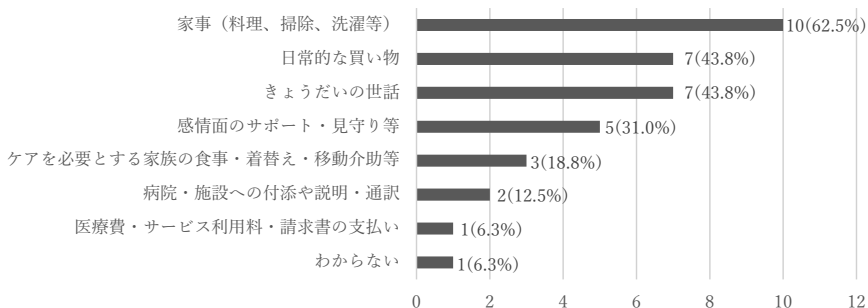


図3 学生が行っているケアの内容 n=16 (複数回答)

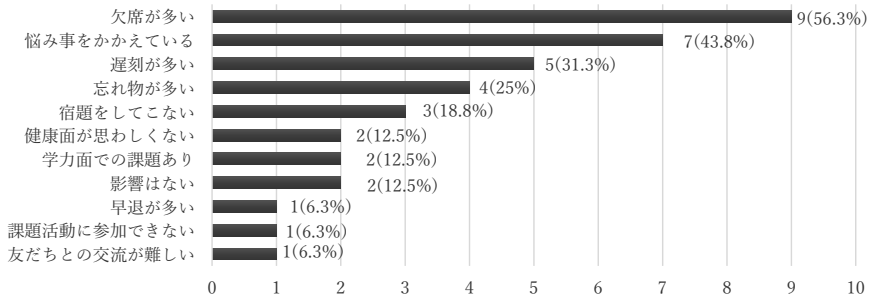


図4 学生の学校や日常生活での影響 n=16 (複数回答)

の学内のスタッフ、家族（親や兄）・親族（おば）であった。

3) 教職員による学生ケアラーの発見と支援の現状

(1) 学生ケアラーの発見に関して

職務の中で学生ケアラーに関わったことがあると回答したのは39名中17名（43.6%）であった。また、ヤングケアラー支援に関する研修を受けたと回答したのは39名中6名（15.4%）であり、そ

の6名全員が学生ケアラーを発見することが可能という回答であった。職種は教員3名、カウンセラー3名であった。

普段の活動を通して、学生ケアラーを発見することは可能に対する自由記述（有効回答31件）では、発見は難しい（6件）、本人からの発言がなければ難しい（4件）、本人からの発言があれば可能（4件）、発見できる（17件）という結果であった（表1）。

表1 普段の活動を通して学生ケアラーを発見できるかどうかに対する考え（回答：31件）

発見は難しい	①不可能に近いと思う。②若者自身から打ち明けられる以外、こちらから発見するのは難しい上、問題もあると思う。③個人情報保護の観点から、個人的生活環境について聞き取りすることはしないので発見は難しい。④日常的に学生と接する業務に従事していないため、発見することは難しい。⑤学生の家庭を見ることができないので、普段の活動だけでは発見できない立場。⑥発見することは難しいと考える。
本人からの発言がなければ難しい	①カウンセリング内で日常生活や家族のことが話題に出た際に把握できることはあるが、積極的に確認することを目的として質問していくことは難しいように思われる。②各家庭の事情に踏み込んだ内容になるため、あえてそういったことを話題にする体制が無い限り発見は難しいと思う。③本人が黙っている場合、発見は困難。④クラスの学生で個人面談などをした際に、話してくれれば気付けるが、話してくれないこともあると思う。
本人からの発言があれば可能	①可能だが、学生の自主的な相談、発言から推測する程度。②カウンセリングの中で、家族の話が語られた場合に発見できると考える。③学生とのカウンセリングにおいて語られることがある。④学生からの相談等で、発見することがある。
発見できる	①雑談からその人の置かれている状況を把握することができると思う。②家族状況について尋ねることで可能かと思う。③学費・奨学金に関する相談時に相談に至った背景から発見することがある。④学生からの相談等。⑤家族についての話をうかがうことで発見できる。⑥学生との面談などで、家族の様子や困っていることなどを聞くようになっている。⑦学生へのアンケート、ヒアリングの場があれば。⑧アンケート調査などに挙げてくれたら、発見することができる。⑨会話の中から推測する。⑩家族についての話を伺う。⑪学生との会話で気づくことがある。⑫ゼミナールや講義の中で。⑬つねに「ヤングケアラーの可能性」を頭において、学生の様子をよく観察することが大事だと思う。⑭家族関係や生活ぶりを聞けば発見しやすいと思う。⑮本人との面談の中で。⑯学校教育の振り返りをさせている中でわかる。⑰遅刻欠席が多い。

(2) 学生に対する情報共有・支援について

学生に対して、学内（組織内）で情報共有をしたかについては、共有した10名（62.5%）共有しなかった6名（37.5%）であった。学内で共有しなかった理由としては、①担任・副担任制をとっているため、すでにその学生の担任・副担任が知っているから。②相談に留まった。本人も適切に離れることができるようになってきたから。③主たる相談内容ではなかったため、周辺情報としての共有に留めた。困っている様子がそれほどではなかった。④話して欲しくないという強い希望で、学科主任への情報共有にとどまった（学生相談室とは繋がっていた）の記述があった。

家族のケアをしているのではないかと感じた学生は、その後、具体的な支援につながったかについては、15件中、具体的な支援につながった3名（20%）、つながらなかった12名（80%）であった。つながらなかった理由としては、①学生は成人であるため、家庭の事情については本人の自主的な相談がなければ具体的な支援はできない。②学生自身が、大変な状況ながらもどこか変化を望んでいない節もあり、やや積極的でなかった部分もあったため。③家族全体がケアしている状況にあ

り、家族内で本人の担うサポート量はかなり限られたものであったため。④就労移行支援事業所につながったため。⑤つながる理由という設問の意味がわからない。⑥特に支援を必要としていなかった。⑦ご本人の希望される支援を与えられているか、生活改善につながっているか判断できないため。⑧学生がとくに望んでいなかった。⑨支援の方法等について知識がないため、聞く事しかできないことが多い。⑩本人が求めており、利用したいと思っていたことが一番大きな理由かと思う。⑪それなりの援助をしたので。⑫言わなくても大丈夫そうだった。⑬学生本人がCSW（キャンパスソーシャルワーカー）などを利用していない等の記述があった。

4) どのような支援があれば良いか

どのような支援があれば良いかについて（自由記述）は、社会環境に対する考えと支援の方法に大別し、後者は、ケアを要する当事者（ご家族）への経済的・人的支援、研修、学生本人への経済的ないし学修支援、相談や発見方法の工夫等に分類し整理した（表2）。

表2 どのような支援があれば良いかについての自由記述

<p>社会環境に対する考え</p>	<p>・客観的にみると大変な状況でも、すでに家族風土のようになっている。慣れてしまっているのか、学生ケアラー自身が積極的な変化を表立って表さないことも多くある。そうした状況なので、状況を変えて行くのは根気強く関わり時間がかかるものかと思う。学生ケアラーと呼ばれる年齢の人たちが置かれている環境は、数年ごとに所属するコミュニティが変化する環境（小中高校、大学）にある。コミュニティが変化するたびに、支援体制が変化する、あるいは、最悪、無くなってしまうことなども起こり不安定な印象。そのため、コミュニティの変化が激しい時期であっても、所属するコミュニティに左右されず、ずっと長期間に渡って、学生ケアラーを見守っていける支援体制があれば、より長期間に渡って、学生ケアラーを見守っていける支援体制があれば、よりよくなっていくのではと考える。</p> <p>・世の中的に、あるいは当人的にヤングケアラーの問題が広く認知されるよう教育や行政から働きかけること。愛情や思いやりや“家族の責任（家事手伝い）”等の問題にすげえられないように認識が改まること（介護や保険関係のCMは、変なイメージを世の中に植え付けていると感じる）</p> <p>・ヤングケアラーがケアに追われている以上、ケア以外に過ごせる場所は必然的に学校になる。小学校、中学校、高校、大学等が当たり前のようにヤングケアラーに手を差し伸べられるようになってほしい。手を差し伸べるとは、ヤングケアラー本人だけを対処してもきっと解決に向かわない気がする。問題はケアすることを是としている家庭環境のほうなので、家庭に介入して欲しい。小中学生だとケアラー自身もきっとケアラーだという認識がなく、家庭での当たり前という意識になっていると思う。ケアラーだけに気づきを与えても、家庭と衝突して傷ついたり、もやもやしたりしてしまうと思う。</p>
-------------------	---

支援の方法	経済的・人的支援	大学生がいる家庭が世帯分離せずに生活保護を受給できること。福祉の充実。自治体からの金銭面を中心とした積極的な援助。ヘルパーや家政婦など本人に代わりサポートできる人材の存在。金銭的・経済的支援。家事を行うため、間違いなく学業に影響が出るため学生を支援するよりも、病気の家族のケアが絶対必要。
	研修・相談・発見方法の工夫等	小学校の先生などが、生徒の言動などから早期発見できるような研修など。「そうではないか」を相談できる行政などの窓口、相談していいんだというメッセージを発信する。専門職に限らず、いろいろな人が関わることで、相談しても良いか、と本人が相手と相性が良いかと思えたり、信頼できると思うタイミングで自発的に話せるようになっていくこと。学生自身が自分がケアラーであるということに気づかせる。補講。●困り感を伝えることができる人や組織があること、また困り感を必ず解決してあげる方法をもっている必要がある。子どもはこどもらしく、遊んだり学んだり、人として関わって沢山のことを感じることで世の中であるべき。それが当たり前。それを実現する支援。●大学生は自立した一個人と捉えるため、個人的な申し出がない限り知ることはできない。学校の相談室があることなど支援環境の告知の際に、ヤングケアラーの支援も行っていると伝え、掲示するなど方法として考えられる。●入学時や年度初めなどに家族の健康状況の記入をしてもらうような機会をつくり、後に個別面談を行うと、自ら支援を求めることが難しい状況が改善するのではないかと思う。●ヤングケアラーへの支援窓口を紹介したり、皆でヤングケアラーへの支援方法を学んだり、意見交換する場があると良いと思う。ヤングケアラー同士でも、気楽に繋がれる場が身近にあると良いのではないかと思います。支援を必要としている方が見えづらいので、対象者が事前に分かるように出来ると支援の幅が広がると思う。例えば、調査票記入の際にヤングケアラーの有無を問う質問を入れるなど。

5. 考察

1) 本調査からみえる学生ケアラーがかかえる特徴

先行研究によると、中高生を対象とした2021年度の調査報告書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング2021.3）では、きょうだいのケアをしていると回答した中学2年生が61.8%で一番多く、理由は幼いためであった。また、大学3年生を対象としたアンケート調査報告書（株式会社日本総合研究所2022.3）では、大学生の場合は、ケアをしている相手は「きょうだい」よりも、母親、祖母の割合が高く、また、ひとり親家庭で自分のみで世話をしている割合が高く、世話の頻度も高く時間も長いという結果であった。

本調査では、きょうだいのケアをしている学生

は8名(50.0%)おり、理由は幼いためではあるが、そのうちの3名は就労している家族がなく、他のきょうだい、母、祖母のケアを行い、また、2名は母親のみのひとり親家庭で他に祖母、きょうだいのケアもしていた(表3)。これらのことから、幼いきょうだい成長すればケアから解放されるとは言えないことがわかる。学業と複数の家族ケアに加え経済的困窮もあり、重篤かつ複合的な課題を抱える学生ケアラーの存在が可視化され、学生ケアラーがかかえる特徴として捉えることができるのではないだろうか。

表3 就労している家族がいない+複数の家族ケアを担っている学生ケアラーの状況

学生の家族構成	主にケアしている人	主にケアしている人の状態	主にケア者以外人・その状況	学生がケアしている内容	どのような時に、学生ケアラーと気づいたか	学生のその時の学年
1 母親と子ども	きょうだい	幼いため	他のきょうだい	家事(料理、掃除、洗濯など)、日常的な買い物(食材など)、きょうだいの世話、病院・施設への付添や説明・通訳、医療費・サービス利用料・請求書の支払い	悩みや困りごとを相談された	大学4年
2 二人親と子ども	きょうだい	幼いため・発達障がい	隣に住んでいる祖母(認知症あり)	家事(料理、掃除、洗濯など)、ケアを必要とする家族の食事や着替えの介助、移動介助など、日常的な買い物(食材など)、きょうだいの世話、病院・施設への付添や説明・通訳、感情面のサポート(精神状態の見守り、言うことへの対応)	悩みや困りごとを相談された、別件で相談を受けており、その中で聞いた	大学2年

3	不明	きょうだい	幼いため	入院中の母親	家事（料理、掃除、洗濯など）、ケアを必要とする家族の食事や着替えの介助、移動介助など、日常的な買い物（食材など）、きょうだいの世話	面談の中で	大学4年
4	母親と子ども + 祖父母	母親	精神疾患・運動機能や身体障がい	祖母(認知症あり)	感情面のサポート（精神状態の見守り、言うことへの対応）	欠席、遅刻・早退、忘れ物や宿題に取り組みないことが多い、悩みや困りごとを相談された	大学4年
5	母親と子ども	母親	精神疾患	障害のある兄	家事（料理、掃除、洗濯など）、日常的な買い物（食材など）、きょうだいの世話、感情面のサポート（精神状態の見守り、言うことへの対応）	悩みや困りごとを相談された	大学1年

2) 学生ケアラーの発見と研修との関係

学生ケアラーの発見については、上記の表3にもあるように、教職員が学生ケアラーと気づいた理由は、5件ともに学生本人からの発言・相談であった。普段の活動を通して、学生ケアラーを発見することが可能かに対する本調査での自由記述では、発見は「難しい」「本人からの発言があれば可能」「発言がなければ難しい」という主旨の回答が5割程度あり、学生ケアラーの発見には本人からの発言が重要な鍵になると考えられる。

一方で、研修を受けたと回答した6名全員が、普段の活動を通して学生ケアラーを発見することが可能と回答している。現在、小・中学校の教職員への研修等は少しずつ広がっており、ヤングケアラーの発見においては、小・中学校を中心に遅刻、欠席、早退、忘れ物等が発見の目安になっている（三菱UFJリサーチ&コンサルティング2021.3）。本調査でも学生の学校や日常生活での影響は、①欠席が多い（56.3%）、②悩みごとを抱えている（43.8%）、③遅刻が多い（31.3%）の順であり、学生が家族等のケアをしていると気づいた理由の一つでもある。

ヤングケアラー支援のためのアセスメントツールの位置づけは、「こどもの状況に早めに気づけるようにする」（有限責任監査法人トーマツ2023.3）ことであり、支援を「気づく」「つなぐ」「支える」の3つの段階に分けて考えることが重要とされている。本調査では、研修受講者はカウンセラーや関心のある教員6名であったが、回答者の7割が支援方法を学ぶ研修を受けたいと希望して

いた。したがって、まずは気づきのアンテナを高くしていくことが学生ケアラーの発見には有効と考えられ、ケアラーへの理解や早期発見、支援方法が学べる機会を、高等教育機関においても設けていくことが重要になると考える。

3) 当事者が発言しやすいしかけづくり

本調査では、学生に接する業務にいない、個人情報保護の観点から、あるいは、自立した個人に対して、個人の生活環境を聞くのは難しいという回答があった。各高等教育機関によってシステムの違いなどがあり、普段の活動では発見は難しいと捉える場合もあると考えられる。しかし、先行研究では、大学3年生の「現在の悩みや困りごと」は『就職・進路のこと』が77.2%と最も高く、次いで『学業成績のこと』、『アルバイト・仕事のこと』（日本総合研究所2022.3：135）であり、本調査でも、学費・奨学金等に関する相談から発見できるという回答がある。したがって、学生ケアラーの発見において発言が鍵であるならば、当事者が抱えることを発言しやすい環境やしかけづくりが求められるのではないだろうか。

学生がかかえる課題には、学業と介護（ケア）との間での両立の難しさ、メンタルヘルスへの影響、学費や生活費等があり、学生ケアラーへの支援には柔軟な対応が求められる。

ちなみに本学の学生生活支援センターには、からだ・健康に関わる健康支援室、こころに関する相談窓口の学生相談室、生活に関わる困りごとに関わる学生生活支援室があり、総合窓口の学生課

が奨学金や進路相談などを行っている。こうした部署と教職員との連携、安心できる居場所づくりなど、既存の資源、ツールの有機的な活用が発言しやすい環境づくり・しかけづくりにつながるのではないかと考える。加えて、遅刻・欠席、家庭環境の変化等は、ディプロマ取得そのものに関わり、その後の人生にも大きな影響を及ぼす。当事者と周囲双方の理解促進が高等教育機関においても急がれる課題であろう。

6. おわりに

本調査では、ご協力頂いた高等教育機関の教職員39名のうち、17名が学生ケアラーを発見しており、16件の事例が提示された。氷山の一角とも思われるが、実態の可視化において貴重な事例である。介護者支援の先駆国であるイギリス政府は、2015年の段階で「ケアラーは高等教育との両立が難しくなるため、追加支援が必要になるだろう」(BIG ISSUE)と指摘している。また、本調査でもケアを要する当事者(ご家族)への支援の必要性があげられ、「ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていること」(有限責任監査法人トーマツ2022.3:9)を念頭におくことが、多機関連携における重要な支援のあり方である。

冒頭でも述べたが、東京都でも「18歳以上の若者ケアラーも切れ目のない支援が必要」(東京都2023)としている。成人期を生きようとする人たちに関わる高等教育機関において、何をどこから進めるのかは各々の機関において異なると思われるが、高校生から大学生等に移行する時期をつなぎ、つながるための早期支援のありようが今後はますます問われてくるであろう。ヤングケアラーのみならず、ひきこもりや生活に生きづらさを抱えるすべての子どもや若者、さらには、多世代にわたる有機的なネットワーク形成や地域づくりをめざし、これからも微力ながら研鑽していく所存である。

謝辞

本調査研究の準備段階からご協力を頂いたK市担当者様、アンケートにご協力頂いたK市大学連携協議会参加校の教職員の皆様はこの場をお借りして御礼申し上げます。本研究は、白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所「特定課題研究」(2022～2024)助成によるものです。

注

- 1 日本ケアラー連盟の定義では、若者ケアラーは18歳から30歳代までのケアラーをいう。若い世代には、進学や就職、キャリア形成、仕事と介護の両立、人生設計など、若い世代固有の課題がある。若者ケアラーとは-日本ケアラー連盟(carersjapan.com)(閲覧2024.06.04)

引用文献

- ・BIG ISSUE ONLINE(2022.06.23号)(bigissue-online.jp)(閲覧2024.03.03)
- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2021.3)『令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業ヤングケアラーの実態に関する報告書 スライド7P. PowerPoint プレゼンテーション(mhlw.go.jp)(閲覧2024.03.03)
- ・日本総合研究所(2022.3)『令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究』2021_13332.pdf(jri.co.jp)(閲覧2024.03.03)
- ・第208回参議院内閣委員会会議録「第18号」(閲覧2022.05.24)
- ・東京都(2023.3)『東京都ヤングケアラー支援マニュアル』福祉保健局少子社会対策部 家庭支援課
- ・有限責任監査法人トーマツ(2022.3)『令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」』(閲覧2024.06.04)